軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽OSS）

　令和５年１月より新車購入時の軽自動車の手続についてもワンストップサービスの対象となりました。軽自動車OSSは「パソコンからインターネット」で「24時間365日」いつでも、検査の申請、各種手数料や国税の納付、地方税の申告納付ができるサービスです。

**メリット**

**①　手続きのために、行政機関等の窓口に出向く必要がありません。**

**②　申請・申告・納付の各種手続を、順番どおりに一連の流れで行えます。**

注意事項

**●**令和５年1月から軽自動車OSSの対象となっているのは「**新車購入時**」の手続のみです。

　検査申請、検査手数料・技術情報管理手数料・自動車重量税の納付、軽自動車税環境性能割の申告納付が可能です。

※軽自動車税（種別割）の申告もOSSの対象ですが、月割り課税がないため納付の必要はありません。

●令和７年４月から三輪・四輪に加え、小型二輪についても対象となります。

なお、軽二輪・原付・小型特殊は、令和７年４月時点ではOSS申請の対象外です。

**●軽自動車OSS専用ダイヤル**

**050-3364-0800**

**8:30～17:00（土・日・祝日・12月29日～１月３日は除く）**

**●軽OSSポータルサイト**

[**https://www.k-oss.keikenkyo.or.jp/portal/index.html**](https://www.k-oss.keikenkyo.or.jp/portal/index.html)